

Legal professional corporation 2015.07 vol. 19

GRACE News Letter

CONTENTS

● 法改正コラム	民法改正 一保証《第1弾》—	弁護士 森田 博 貴
● 下請法コラム	親事業者から下請事業者への返品禁止	弁護士 大 武 英 司
● 助成金コラム	平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」	事務員 湯 田 え り 奈
● グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ	
● 事務員コラム	商品・サービス紹介編「忘れの里 雅叙苑」	事務員 湯 田 え り 奈

TOPICS ✨ 法改正コラム

第7回 民法改正 一保証《第1弾》—

弁護士
森田 博貴



今月は、久々に民法改正の情報をご提供致します。今回のテーマは、『保証』の第1弾です。保証は重要改正点が多いため、第2弾以降の執筆も予定しております。

1. 保証とは

さて、既に御存じの方も多いと思いますが、保証とは、他者の債務（何らかの作為・不作為が法的に要求されること。eg. 借りたお金の返還）を自らの責任において担保することを言います。

実生活においては、金銭消費貸借契約における借入金返還債務の保証や、賃貸借契約における賃料債務の保証などがよく知られるところかと思えます。

2. 重要改正点

『保証』については、現行民法でも一定の規定がありました。この度の民法改正によって重要な変更がありましたので、今回はその中の1つ、「保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務」についてご説明致します。

まず、保証には、自らする保証と、主たる債務者の委託を受けてする保証の2種類があります。

そして、後者の場合において、新民法は、保証人に対し、債権者に対して請求を行うことにより主たる債務者の返済状況や残額に関し、情報提供を求める権利を認めました。

この改正は、主たる債務者による債務の未払いが続

き、莫大な遅延損害金等が溜まりきった後に保証人に対して請求がなされるケースが法廷で数多く争われたことに由来するものです。

債権者の中には金融機関等多数の貸し口を有している者もいるところ、保証人に対する債権者の情報提供の負担を考慮し、上記情報提供は、保証人による請求があった場合に初めて行えば足り、保証人の側から積極的な請求が行われない場合にまで債権者の側が自発的に情報提供を行う必要はない、という点にご注意下さい。

3. 義務違反の際の効果

なお、債権者が上記情報提供を拒んだ場合の効果の問題となりますが、これについては、新民法においても規定が置かれておりません。

そのため、この法的効果は法解釈の問題となりますが、従来の裁判例の動向を見る限り、現行民法と平仄を合わせ、民法の一般規定である信義則による処理がなされることが見込まれます。

すなわち、債権者が上記情報提供義務に違反したにもかかわらず保証人に対して保証債務の履行請求を行った場合、かかる請求を行うことが信義にもととしてその権利行使が否定されるケースが生じることが予想されます。

第5回 親事業者から下請事業者への返品禁止

弁護士
大武 英司



数回にわたり、マイナンバー法に関するコラムを連載しておりましたが、今回から4月号の続きとして下請法コラムを再開致します。

前回までの下請法コラムの内容を整理しますと、①下請法の目的が親事業者による絶対的・優越的地位の濫用により、下請事業者がその損失を押し付けられることから、法により下請事業者を保護しようとする点にあること、②親事業者による「下請いじめ」と評価し得る行為を禁止行為として列挙した上で、これに違反する場合には公正取引委員会による勧告や罰則を課していることを説明させて頂きました。

これまで、親事業者の禁止行為として、①受領拒否、②下請代金の支払遅延、③下請代金の減額禁止について触れてきましたが、今回は「親事業者による返品禁止」について触れます。

下請法第4条1項4号では、親事業者の禁止行為の1つとして「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」が挙げられております。親事業者の委託によって下請事業者が製造する製品や作成する情報成果物等を、他社との契約等の製品として転用することは極めて困難です。それにもかかわらず、容易に返品が認められれば、下請事業者はその対価を得られず著しい不利益を被るため、これを防止するために定められた規定です。受領拒否が禁止されているのと同じ理由に基づくものです。

親事業者による返品が認められるのは、「下請事業者の責に帰すべき理由」がある場合です。ここにいう「下請事業者の責に帰すべき理由」とは、①下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる場合と、②下請事業者の給付に瑕疵がある場合に限られます。しかも、これらにあたる場合は極めて厳格に解されていますので、返品はほ

とんど認められていないと言っても過言ではありません。

また、下請事業者が仮に納期に遅れた場合であっても、親事業者が納期遅れを承知の上で受領した場合には、親事業者が下請事業者の責任を免除したと考えられ、納期遅れを理由とする返品すら禁止される行為となります。

なお、下請法に違反して親事業者が返品を行った場合、返品分について代金が未払いであれば、下請事業者は、親事業者に対して、代金の支払請求をすることができません。

ところで、当事務所では11月26日に、建設業界における法律上の諸問題をテーマとするセミナーを開催する予定であります。

これは、去る4月22日に下請法セミナーを開催させて頂いた際に、建設業界における元請・下請関係の法的問題についても扱ってほしいとの貴重なご意見を頂戴したためです。また、当事務所に対するご相談内容の中でも、建設業界における法的紛争に関するご相談が非常に多くなっている現状を受けての開催でもあります。

ご興味がありましたら、是非11月実施予定のセミナーにご参加ください!

平成26年度補正 「ものづくり・商業・サービス革新補助金」

事務員
湯田 えり奈



採択のお知らせ

7月に入り本格的に夏の季節となりました。今年も暑い夏となりそうです。体調管理に気を付けて元気に過ごしていきましょう。

さて、この度申請のお手伝いをさせて頂きました、顧問先のA社様に、めでたく、「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」の採択通知が届きました。微力ながら結果を出すことができ、嬉しく思います。嬉しい御報告をありがとうございました。

そこで今回は、『ものづくり・商業・サービス革新補助金』（中小企業庁）について再度ご案内致します。

ものづくり・商業・サービス革新事業

【注】今年度の募集期間は平成27年2月13日（金）～平成27年5月8日（金）＜当日消印有効＞にて終了しております。

こちらの補助金は業種を問わず、【新しいサービス】や【新しいものづくり】の新事業にチャレンジする中小企業を支援する制度です。また今年度は、2社以上が連携して設備投資を行う際に利用できる【共同した設備投資等による事業革新】という制度も追加されました。

認定支援機関の全面的バックアップを得た事業を行う中小企業であることが条件となります。

地域採択審査委員会および全国採択審査委員会の厳しい審査の結果、今回、17,128件の応募数の内、7,253件の採択決定が発表されております。

※採択率の非常に難しく厳しい補助金です。

補助額

	革新的サービス	ものづくり技術	共同設備投資
補助率	2/3	2/3	2/3
補助額	上限1,000万円	上限1,000万円	上限5,000万円 (500万/社)
設備投資	必要	必要	必要

※申請には、事業計画の支援を行う認定支援機関からの確認書提出が必要です。

『ものづくり・商業・サービス革新補助金』は補助額も大きく、審査も厳しい補助金制度です。しかし、新しい取組みを行う中小企業業者の強い味方でもあります。

正確な事業計画が必要とされますので、申請作業の中で事業内容や事業計画の見直しを行うことで、プロセスの改善を行うことも出来ます。

今回の公募は終了しております。顧問先様の採択の嬉しいお知らせに再度、この補助金制度のご案内をお届けさせて頂きました。

申請を振り返って

約半年間にわたりまして、皆様に暖かく見守って頂きました補助金・助成金のご案内ですが、この回をもちまして一旦、お休みさせて頂きます。

多くの顧問先様から助成金・補助金に関します、お問合せやお声掛けを頂きました。

本当にありがとうございました。

引続き、今後も認定支援機関としまして皆様へ解り易い助成金・補助金のご案内やお手伝いは行って参りますので、どうぞお気軽にご相談ください。

来月以降は、弁護士による法律紹介のコーナーとなります。世間の注目を集めている法律を中心にご紹介して参ります。ご期待ください。

法人・事業主向け

セミナー開催のお知らせ

7月23日(木)開催の「マイナンバー法対策セミナー」につきましては、おかげさまで定員数を大きく上回るお申し込みを頂きました。誠にありがとうございました。
さて、次回(11月開催)のセミナーについてお知らせ致します。皆様方のご参加をお待ちしております。

「建設業の紛争類型とその予防」～その何気ない対応が会社を潰す!?～

日時：11月26日(木) 18:30～20:30 会場：未定 ※決まり次第お知らせ致します。

内容：建設関連業法の概説、建設業における紛争類型の紹介とその対策、設計及び材料調達の下請け実務など

定員：30名(予定) / 講師：大武英司・森田博貴 / 対象：法人・事業主 / 参加費：顧問先様は無料。その他法人・事業主様は1万円(税込)

特典 セミナーご参加の法人・事業主様に限り、各種法律相談30分無料(通常5,400円) ※セミナー参加後、別途ご予約が必要となります。

参加申込・お問合せ ☎ 099-822-0764 ※申込は11/19(木)まで。

事故専門部からのお知らせ

ホームページ
続々更新中!

交通事故に遭われた方のうち、高次脳機能障害など重傷を負われた方については、今後の生活支援の一環として、報酬金を若干お安くしております。詳しくは下記よりご確認ください。

WEB http://www.kagoshima-kotsujiko.com/710/01/

事務員コラム

商品・サービス紹介編



事務員 湯田 えり奈

JR九州の「ななつ星 in 九州」の宿泊先、そして観光資源としても期待が寄せられている、「忘れの里 雅叙苑」さんをご紹介します。

VOL.9
忘れの里 雅叙苑

社長の田島健夫氏が運営する『天空の森』も「カンブリア宮殿」を始め、メディアで引っ張りだこですが、女将の田島悦子さんが迎える『忘れの里 雅叙苑』は日本の原風景を残す茅葺の宿として訪れる人を心安らかにしてくれます。青々と茂った木々に完璧に溶け込む美しさに、私も時を忘れる思いでした。「天空の森」の自家菜園とにわとり牧場で育てた食材を中心に繊細に調理されたお料理の品々が、この絶好のロケーションに気品を添えるのだなと思う訪問でした。

ところで、昨年11月、雅叙苑は世界的権威を誇るホテルとレストランの会員組織「ルレ・エ・シャトー」に加盟を認定されました。日本で加盟しているのは現在僅か15施設(うち、宿は6施設)。「おもてなし・洗練された魅力・個性・落ち着いた・質の高い料理」の5つの観点から選考されるそうです。覆面調査員が派遣され、その後メンバーとなる資質があるかの徹底調査を経て、加盟が決定されたとのこと。創業43年目を迎える雅叙苑、加盟認定の通知を田島社長は驚きと喜びをもって受けられた訳ですが、既に次のステージへと向かう新たなチャレンジに臨まれていらっしゃいます。

鹿児島で暮らす私たちが段々と失われつつある古里を思い起こし、また国際的にも評価を受けるニッポンの新しい発見をするために霧島の妙見温泉郷『忘れの里 雅叙苑』を訪ねてみては如何ですか。お手軽なランチプランもご用意していますよ。

九州初ルレ・エ・シャトー加盟の宿



ランチプラン3,240円～
お食事(手打ちそばorサラダらーめんor鶏井のセット)に建湯での入浴が付いたゆっくりゆったりできるプラン。
食事のみのプラン(2,160円～)もあり。写真は鶏井セット。

DATA

忘れの里 雅叙苑

霧島市牧園町宿窪田4230

TEL 0995-77-2114

WEB http://gajoen.jp

「商品・サービス紹介」は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご利用ください。

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

ご存知ですか

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
http://ameblo.jp/kote-law/

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/

ブログ随時
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります